2006 年 8 月 30 日

島根大学長
本田雄一殿

島根大学職員組合
中執行委員長 竹永三男

新教員組織に関する団体交渉申し入れ書

日頃より島根大学職員組合の活動にご理解を賜りありがとうございます.

さて，学校教育法，大学設置基準の改正をうけた本学における教員組織の改編に向けて，大学としての方針を 9 月 12 日開催の教育研究評議会で確定される方針であると聞いております.

当組合としては，別途,「新教員組織に関する意見書」を提出いたしました.

もとより，この問題は従来の助手の職にある者の労働条件にも深く関わり，また，あわせてこの機会に教務職員の職にある者の待遇の改善も行うべきであると考えております.

つきましては，下記のとおり団体交渉を申し入れますので，速やかに応諾頂くよう要請します.

記

1. 日時：9 月開催の教育研究評議会以前のいずれか 1 時間程度
2. 場所：貴職において御指定ください
3. 交渉メンバー：
   貴方については，この問題について決定権限をもつ役員の出席を求めます.
   当方は，島根大学職員組合中央執行委員会役員および，この問題に関係を有する組合員 10 名程度.

2006 年 8 月 30 日

島根大学長
本田雄一殿

島根大学職員組合
中執行委員長 竹永三男

新教員組織に関する意見書

日頃より島根大学職員組合の活動，意見にはご理解を賜りありがとうございます．

さて，学校教育法，大学設置基準の改正をうけた本学における教員組織の改編に向けて，大学としての方針を 9 月 12 日開催の教育研究評議会で確定される方針であると聞いております．

この問題は，法改正にともなう機械的な処理，と言うにとどまらず，今後の大学の教育研究組織の運営，運用の効率を左右する重大な課題です．当然，それをとおした学生サービスの質の変化にも直結します．現に関連する職種の職にある職員の職務内容，待遇にも重大な影響をあたえ，さらには改編以降に職につく職員の待遇等をとおした大学の人材確保の成否にも波及します．

島根大学職員組合では，8 月 25 日にこの問題に関する集会を開き，組合員，非組合員の意見を聞き，議論をいたしました．その上で，中央執行委員会の議を経て，下記の意見を提出いたします．

記

1. 新しい職である「助教」は,「将来大学教員等を志す者にとってキャリア・パスの第 1 段階となる職」という位置づけ (中央教育審議会 2005.1.28 答申) を尊重し，この趣旨が実質化されるよう，授業の担当，校務の役割分担について過度な負担がかからないよう，大学としてガイドラインを設け，学部等を指導すべきである．
2. 7 月 10 日の教育研究評議会において学部持ち帰りとした「基本方針」の「助教を 2 級とする」については，従来の助手の職務内容，責任からおおきな変更があることから，それにふさわしい給与の格付けがあたえられるようにすべきである．
3. 「基本方針」の「教務職員は現在のままとする」については，教務職員のポストの一部に存在する高位号俸者の問題に目をつぶったやり方であり，この際これを解決するために，本人の意向を尊重しつつ，教育職としては助教，新助手，一般職としては技術職等に配置すべきである．なお，その際，永年にわたって教育職 (一)1 級に据え置かれている状況を考慮し，新しい配置での格付けについては特別措置が必要と考える．

なお，これらの意見に基づき，別途，労働組合としての団体交渉を申し入れますので，その際には誠実に交渉に応じて頂くようお願いいたします．